

関東支部技術研究発表会 表彰規程

平成4年1月31日 制 定

平成11年6月30日 改 訂

1. 目 的

土木学会関東支部技術研究発表会にて優れた発表をした個人に対して表彰する。

2. 対 象

表彰は、次の各号に該当する土木学会会員の個人に対して行う。

- 1) 年齢が原則として満35歳以下で、発表会における発表者本人であること。
- 2) 独創性と将来性に富む研究発表であるとともに、発表手法が簡潔明瞭で優れたものであること。

3. 表彰対象者の選考

表彰の対象となる個人の選考は、学術研究部会の審議を経て行う。ただし、適格者がいないときは表彰しない。

4. 表彰の方法

- 1) 表彰対象者の公表は、学会誌および関東支部ホームページ等により行い、表彰は支部総会において行う。
- 2) 表彰対象者には賞状、副賞を贈る。
- 3) 特別の事由がある場合を除いて、表彰対象者は表彰式に出席しなければならない。